

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成25年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市事務分掌条例の一部を改正する条例	産業経済部に国際交流業務を所掌させるものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第23号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市の組織運営に関する条例であり、実施要 綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない ため	行政改革 推進課 089- 948-6213
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市公の施設に係る 指定管理者の指定手 続に関する条例の一部 を改正する条例	指定管理者選定審議会を設置 するものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第24号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関する 部分の改正であり、実施要綱第3条第1項各 号のいずれにも該当しないため	行政改革 推進課 089- 948-6213
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市総合コミュニティ センター条例の一部を 改正する条例	総合コミュニティセンターの駐 車場使用料を引き下げるもので す。	平成25年 2月20日 提出 議案 第25号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置・管理に関する事項である ため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	スポーツ 振興課 089- 948-6598
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成25年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
4	松山市消防団条例の一部を改正する条例	消防団員の定員を増加することにより、地域の消防・防災体制の強化を図るものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第26号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市の組織運営に関する条例であり、実施要 綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないた め	消防局 総務課 089- 926-9229
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市国民健康保険 条例の一部を改正する 条例	国民健康保険法施行令の改正 に伴い、保険料の減免総額の見込額を賦課総額に算入する とともに、引き続き低所得世帯 に対する軽減措置を実施する ものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第27号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施 要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	国保・ 年金課 089- 948-6360
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市障害者自立支 援法施行条例等の一 部を改正する条例	障害者自立支援法の改正に伴 い、松山市障害者自立支援法 施行条例ほか9条例について、 所要の規定の整備を図るもの です。	平成25年 2月20日 提出 議案 第28号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な事項であるため(実施要綱第3条第2 項第1号に該当)	障がい 福祉課 089- 948-6407
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市新型インフルエ ンザ等対策本部条例	新型インフルエンザ等対策特 別措置法の制定に伴い、新型 インフルエンザ等対策本部に 関し必要な事項を定めるもの です。	平成25年 2月20日 提出 議案 第29号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関する 条例であり、実施要綱第3条第1項各号のい ずれにも該当しないため	保健 予防課 089- 911-1809
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成25年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
8	松山市斎場条例の一部を改正する条例	神浦火葬場を廃止するものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第30号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置・管理に関する事項である ため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	生活 衛生課 089- 911-1863
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
9	松山市斎場条例の一部を改正する条例	中島斎場を設置するものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第31号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置・管理に関する事項である ため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	生活 衛生課 089- 911-1863
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
10	松山市準用河川管理 施設等の構造の技術 的基準を定める条例	第1次一括法による河川法の 改正に伴い、準用河川に係る 河川管理施設等の構造の技術 的基準を定めるものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第32号	関係者 からの 意見聴取	H24.10.2	本市が管理する10の準用河川のうち、今後 も整備予定のある河川の流域関係者(地区 代表者)から意見を聴きました。	河川 水路課 089- 948-6521
				パブリック コメント	H24.11.22 ～24.12.21		
11	松山市都市公園条例 の一部を改正する条例	第2次一括法による都市公園 法の改正に伴い、都市公園の 配置及び規模に関する技術的 基準等を定めるものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第33号	有識者 からの 意見聴取	H24.10.4	松山市緑の基本計画策定検討懇話会に対 して条例の内容を説明し、意見を聴きまし た。	公園 緑地課 089- 948-6851
				パブリック コメント	H24.11.15 ～24.12.14		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成25年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
12	松山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	第2次一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第34号	関係団体からの意見聴取	H24.10.26	松山市高齢クラブ連合会から意見を聴きました。	公園 緑地課 089- 948-6851
				関係団体からの意見聴取	H24.11.12	松山市障害者団体連絡協議会から意見を聴きました。	
				パブリックコメント	H24.11.15 ～24.12.14	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
13	松山市道路の構造の技術的基準等を定める条例	第1次一括法による道路法の改正に伴い、市道の構造の技術的基準等を定めるものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第35号	関係団体へのアンケート調査	H24.8.14	松山市交通安全協会など市民が主体となって組織している団体を対象にアンケート調査を実施し、意見を聴きました。	道路 管理課 089- 948-6469
				関係者からの意見聴取	H24.9.3	市内主要コンサルタントからと条例の内容について意見を聴きました。	
				パブリックコメント	H24. 11. 1 ～24. 11. 30	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
14	松山市営住宅管理条例の一部を改正する条例	第1次一括法による公営住宅法の改正に伴い、市営住宅の入居者資格を定めるとともに、同居者及び入居承継者の要件の適正化を図るものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第36号	有識者からの意見聴取	H24.9.20 ～24.10.1	有識者(松山市住宅臨時専門委員)から条例の内容について意見を聴きました。	住宅課 089- 948-6501
				パブリックコメント	H24.11.1 ～24.11.30	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成25年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
15	松山市公営住宅等の整備に関する基準を定める条例	第1次一括法による公営住宅法の改正に伴い、公営住宅等の整備に関する基準を定めるものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第37号	有識者からの意見聴取	H24.9.20 ～24.10.1	有識者(松山市住宅臨時専門委員)から条例の内容について意見を聴きました。	住宅課 089- 948-6501
				パブリックコメント	H24.11.1 ～24.11.30	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
16	松山市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例	第2次一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定めるものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第38号	関係団体からの意見聴取	H24.10.26	松山市高齢クラブ連合会から意見を聴きました。	総合 交通課 089- 948-6846
				関係団体からの意見聴取	H24.11.12	松山市障害者団体連絡協議会から意見を聴きました。	
				パブリックコメント	H24.11.15 ～24.12.14	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	
17	松山市港湾施設使用条例の一部を改正する条例	港湾施設における浮棧橋使用料を徴収するものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第39号	パブリックコメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	空港 港湾課 089- 948-6491
				パブリックコメント以外の手続	実施して いません		
18	松山市工場立地法に基づく準則を定める条例	第2次一括法による工場立地法の改正に伴い、本市における工場敷地内の緑地面積率等の準則を定めるものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第40号	関係団体からの意見聴取	H24.9.30	市内の臨海地域企業を対象としたアンケート調査を実施した。	地域 経済課 089- 948-6549
				パブリックコメント	H24.11.28 ～24.12.27	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成25年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
19	松山市鹿島公園渡船施設使用料条例の一部を改正する条例	鹿島公園渡船施設における駐車料金の引下げ等を行うものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第41号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(松山市市民意見公募手続実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	観光産業 振興課 089- 948-6557
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
20	松山市競輪施設等改善事業基金条例	競輪施設等改善事業基金を設置するものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第42号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市の予算執行方法に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	競輪事業 担当部長付 089- 965-4322
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
21	松山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例	中央卸売市場における卸売業務の簡素化を図るものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第43号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置・管理に関する事項であるため実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	市場 管理課 089- 924-2311
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成25年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
22	松山市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	本市職員の退職手当の額を改定するものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第53号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市職員の給与に関する条例であり、実施要 綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない ため	人事課 089- 948-6219
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
23	松山市職員給与条例の一部を改正する条例	本市職員の給与を改定するものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第54号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市職員の給与に関する条例であり、実施要 綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない ため	人事課 089- 948-6219
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
24	特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例等の一部を改正する条例	市長等の給料及び期末手当を減額するものです。	平成25年 2月20日 提出 議案 第55号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市職員の給与に関する条例であり、実施要 綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない ため	人事課 089- 948-6219
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成25年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条 例 名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
--	-------	-------	-----------	-------	---------	---	-----

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんの意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、市の基本的な政策等の策定過程において、必要な事項を公表する → 市民等の意見を考慮して意思決定を行う → 提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続のことをいいます。
- ⑦「第1次一括法」とは、平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」のことをいいます。
- ⑧「第2次一括法」とは、平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」のことをいいます。
- ⑨松山市では、一括法に関連する条例を制定する場合には、原則として、パブリックコメントとそれ以外の意見聴取手続をあわせて実施することになっています。